

台東区地域生活支援拠点等事業のご案内

地域生活支援拠点等事業は、障害児者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、相談員や関係機


関が協力して、障害のある方やその家族の生活を地域全体で支えるしくみです。

ご家族の方の病気や事故など「もしも」の緊急時に備えて、相談員がお手伝いします。

「もしも」に備えるお手伝い


① 緊急時前支援

障害のある方の状態や周りの状況など、相談員が相談を受け「もしも」に備えたサービス利用などの調整を行います。




② 緊急時支援

「もしも」のことが起きた時には、相談員が一時的な受け入れ施設の調整や手配などを行います。

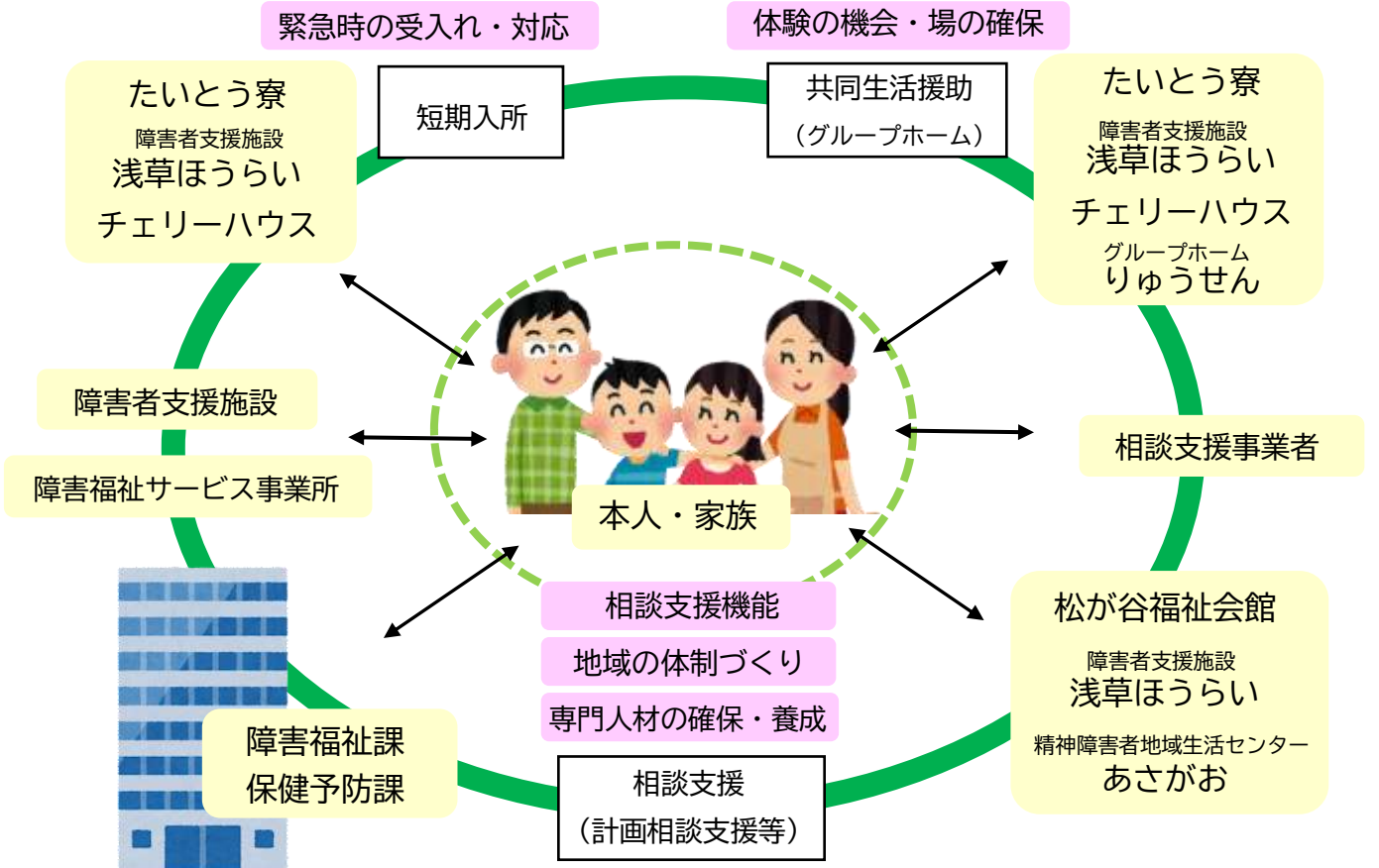


③ 緊急時後支援

障害のある方が地域での生活に戻るために必要なサービスの利用の組み合わせなど、これからの暮らしをサポートする体制づくりを支援します。



地域生活支援拠点等の整備イメージ



ちいきせいかつしえんきよてんとうじぎょう かん 地域生活支援拠点等事業に関するQ&A

Q1 この事業を利用するとどんなメリットがあるの？

この事業の利用は、自宅で障害のある方を支援されるご家族等が、急病や事故などによって支援ができなくなった場合に、障害のある方の生活を支えるために必要な備えを相談員と一緒に考える「入り口」となります。「もしも私になにかあったら・・・」と不安をお持ちの方には、ご相談をおすすめします。

Q2 緊急時の支援ってどんなことをしてくれるの？

支援されているご家族の方に緊急事態が発生し、残された障害のある方が単独で生活を維持できない場合などに、それまでの備えに基づいて相談員が短期入所施設などの受け入れ場所を手配するほか、受け入れ先で円滑に支援を受けるための情報提供などを行います。

Q3 個人情報もしっかり守られるの？

区はもちろん、関係機関は、職務上知り得た情報に関する守秘義務を負っています。登録時や面談などで得られた個人情報は、区が適切に管理していきます。



お問い合わせ先

■ 地域生活支援拠点全般に関して

● 台東区役所 障害福祉課 庶務・計画担当

電話: 03-5246-1206 FAX: 03-5246-1179

■ 緊急時の受け入れ・対応が必要になる可能性がある方の事前情報提供に関して

【身体・知的障害】

● 台東区役所 障害福祉課 総合相談

電話: 03-5246-1202

【精神障害】

● 台東保健所 保健予防課 精神保健担当

電話: 03-3847-9405